



陣甲5号

(1回目)

大阪府公安委員会指令(備二)第 240 号

大阪市西成区長橋1丁目5番6号

申請者 釜ヶ崎日雇労働組合

執行委員 [Redacted]

昭和 57 年 4 月 20 日付申請のあつた集團示威運動(行進)は、別紙第1の条件を付けて許可する。

昭和 57 年 4 月 21 日

大阪府公安委員会

この処分については、大阪府公安委員会に対して、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て(異議申立て)をすることができる。

大阪府西成警察署指令(交通)第 240 号

大阪市西成区長橋1丁目5番6号

申請者 釜ヶ崎日雇労働組合

執行委員 [Redacted]

昭和 57 年 4 月 20 日付申請のあつた集團行進に伴う道路の使用は、別紙第2の条件を付けて許可する。

昭和 57 年 4 月 26 日

大阪府 西成 警察署長



この処分については、大阪府公安委員会に対して、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て(審査請求)をすることができる。

集団示威運動(行進)に伴う許可条件

- 1 行進に当たっては、ジグザグ行進、渦巻行進、逆もどり行進、坐り込み、若しくはいわゆるフランス式デモ又はことさらなおそ足行進・かけ足行進・停滞等一般公衆に対し迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 2 鉄棒、こん棒、竹棒、石又は先端をとがらせるなど危険な加工を施した旗ざお、プラカード等その他危険な物を携帯しないこと。
- 3 行進中、旗ざお、プラカード等を支えにして隊ごを組み、又はこれらを一般公衆に対し危険を及ぼすような方法で振り回し、若しくは横に倒すなどの行為をしないこと。
- 4 行進経路を変更しないこと。また解散は、指定の場所で到着順に速やかに流れ解散すること。
- 5 主催者又は現場責任者は、行進出発前に直接、参加者全員に対し、前各号の条件を繰り返し放送するなどの方法により周知徹底させること。

別紙第2

集団示威行進に伴う道路使用許可条件

- 1 行進は、**3** 列縦隊で結~~成して1隊をつくり、各隊の間は約1メートルあけること。~~
- 2 次の通行区分及び方法により行進すること。
 - (1) 通行区分
出発地から解散地まで、道路の**左**側端に寄つて行進すること。
 - (2) 通行方法
- 3 出発時刻及び行進経路を変更しないこと。また、解散は、指定の場所で到着順に流れ解散すること。
- 4 主催者又は現場責任者は、行進出発前に直接、参加者全員に対し、前各号の条件を繰り返し放送するなどの方法により周知徹底させること。



集団示威運動(行進)許可申請書

昭和57年 4月20日

大阪府公安委員会殿

住所 大阪市西成区長橋1丁目5番6号
申請者 役職 釜ヶ崎日雇労働組合執行委員
氏名 [REDACTED]



目的、名称	第13回 釜ヶ崎X-TEENのデモ
実施日時	5月1日集合 7時30分出発 7時30分解散 7時40分
集合場所	あいりんセンター北東角
集団示威運動の場所 行進経路	あいりんセンター北東角路上→通称センター通り南下→ 萩茶アカマツ前左折→萩之茶屋南公園北側東 出入口前路上流し解散 (裏面略図参照)
主催者の住所、氏名 (団体の場合は事務所の所在地、名称代表者氏名)	大阪市西成区萩の茶屋2丁目5番23号 釜ヶ崎解放会館内 釜ヶ崎日雇労働組合 執行委員 [REDACTED]
参加団体	釜日労・年労団X-TEEN実行委員会
参加予定人員	約 50名
現場責任者	総指揮者 大阪市西成区長橋1丁目5番6号 釜ヶ崎日雇労働組合 執行委員 [REDACTED] 副指揮者 大阪市西成区萩の茶屋2-5-3 釜ヶ崎解放会館内 釜ヶ崎日雇労働組合 執行委員 [REDACTED]

行進経路略図

南海
新宮駅

国鉄 新今宮

尼平線

あひら
総合センター

あひらセンター
北東角

菟小



通称銀座通り

金町

西成
市民館

菟中公園

西成署

菟の茶屋商店街

喫茶アマツ

菟の茶屋南公園

北側出入口

連絡責任者
住所、氏名
申請書持参者
住所、氏名

大阪市西成区菟の茶屋2-5-23 釜ヶ崎解放会館内

同上

電 (62) (27) 番